

海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市に伝承する郷土芸能であるはやしの保存継承及び保存継承活動を通じ海老名市の児童・生徒の健全育成を図るため、海老名市はやし保存連絡協議会が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、海老名市はやし保存連絡協議会の会長とする。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、海老名市はやし保存連絡協議会が当該年度に実施するはやしの保存継承、公開に係る経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は補助対象経費の150,000円以内とし、予算で定める額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(交付請求等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助事業者速やかに補助金を交付する。

3 前項の補助金は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第162条第3号の規定により、概算払とする。

（事業の変更等）

第8条 補助事業者は、交付決定を受けた事業内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金交付（変更・中止）申請書（第4号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは承認し、速やかに海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金交付（変更・中止）決定通知書（第5号様式）により、補助事業者へ通知する。

（報告及び指示）

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添付し、20日以内に市長に報告しなければならない。

（1） 事業実績内訳書

（2） 収支決算書

（3） その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 1 1 条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額の確定し、速やかに海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金確定通知書（第 7 号様式）により、補助事業者に通知する。

(書類の整備等)

第 1 2 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該事業の収入及び支出についての証拠書類を整備保存しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存するものとする。

(責務)

第 1 3 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率運用を図らなければならない。

(決定の取消し等)

第 1 4 条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

《平成 22 年 4 月 1 日・制定》

《平成 31 年 4 月 1 日・改正》

《令和3年7月1日・改正》

年 月 日

海老名市長

殿

申請者 所在地

団体名 海老名市はやし保存連絡協議会

代表者 会長

海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金交付申請書

海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金の交付を受けたいので、海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請いたします。

1 補助事業の目的と内容

2 交付申請額 金 _____ 円

3 事業期間 年 月 日 から 年 月 日まで

4 添付書類

（1）事業計画書

（2）収支予算書

5 その他参考となる資料

海老名市はやし保存連絡協議会

会長 様

海老名市長

海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金の交付について、海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 補助金交付決定額 _____ 円

2 補助条件

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。
- (4) その他海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるところに従うものとする。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

所在地

団体名 海老名市はやし保存連絡協議会

代表者 会長 印

海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金交付請求書

海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金として、海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり請求いたします。

1 請求額 円

2 振込先 金融機関名 (銀行・金庫・組合) (支店・支所)

口座番号 普・当 No.

口座名義 (カタカナ)

年 月 日

海老名市長

殿

申 請 者 所在地

団体名 海老名市はやし保存連絡協議会

代表者 会長

海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金交付（変更・中止）申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金について、次のとおり（変更・中止）したいので、海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、申請します。

1 （変更・中止）の内容

事 業 名	（変更・中止）前	（変更・中止）後

2 （変更・中止）の理由

3 既交付決定額 _____ 円

4 （変更・中止）後の交付申請額 _____ 円

海老名市はやし保存連絡協議会

会長 様

海老名市長

海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金交付（変更・中止）決定通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定した海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金について、海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり（変更・中止）決定したので通知します。

1 補助金（変更・中止）となった理由

2 補助金交付変更決定額 _____ 円

3 補助条件

- （1） 補助事業者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。
- （2） その他海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるところに従うものとする。

年 月 日

海老名市長

殿

所在地

団体名 海老名市はやし保存連絡協議会

代表者 会長

海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金に係る事業が完了したので、海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告いたします。

1 補助金名 海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金

2 事業期間 年 月 日 から 年 月 日まで

3 添付書類

（1） 事業実績内訳書

（2） 収支決算書

4 事業の成果

年 月 日

海老名市はやし保存連絡協議会

会長 様

海老名市長

海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金について、海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり交付すべき額が確定したので通知します。

1	補助対象事業費	円
2	交 付 決 定 額	円
3	交 付 確 定 額	円
4	精 算 額	円